

○通勤定期乗車券等の支給基準に関する達

(平成22年2月22日達第30号)

改正 令和4年3月8日

(総則)

第1条 この基準は、独立行政法人都市再生機構職員就業規則（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第3号。以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員及び常勤嘱託に関する達（平成16年独立行政法人都市再生機構達第82号）第1条に規定する常勤嘱託（別に定める常勤嘱託を除く。以下これらを「職員等」という。）が、事務所に通勤するために必要な通勤定期乗車券（以下「定期券」という。）及び回数乗車券等（以下「回数券等」という。）の支給並びに自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「交通の用具」という。）の経費負担に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 前条に規定する事務所とは、本社、独立行政法人都市再生機構組織規程（平成25年独立行政法人都市再生機構規程第48号）第34条、第36条及び第37条の規定により設置された震災復興支援本部、本部及び支社並びに事務所をいう。

2 研修等のため、前項に規定する事務所以外の場所において勤務する職員等については、前項の規定にかかわらず、当該勤務の場所を前条に規定する事務所とみなす。ただし、当該職員等が、独立行政法人都市再生機構旅費規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第16号）又は独立行政法人都市再生機構日額旅費規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第17号）の定めるところにより旅費を支給される場合は、この限りでない。

(経費負担の範囲)

第3条 機構は、職員等が徒歩通勤に要する時間がおおむね15分以上の地域に住所又は居所を有し、かつ、鉄道若しくは乗合自動車（以下「交通機関等」という。）又は交通の用具を利用して通勤することを必要とし、職員から、定期券、回数券等（以下「定期券等」という。）又は交通の用具の経費負担にかかる申請があった場合は、原則として、事務所からの通勤の経路により測定した片道80キロメートルの範囲内で、当該経費について負担するものとする。

2 常態として、機構が提供する自動車で通勤する職員等は、当該自動車の提供を受ける区間については、前項に規定する職員等に該当しないものとみなす。

(経費負担の期間)

第4条 定期券等の支給及び交通の用具の経費負担は、原則として、6月の支給の期間（以下「支給期間」という。）ごとに行う。

（経費負担の方法）

第5条 機構は、職員等に定期券等を支給するものとする。

2 前項に規定する定期券等の支給に関する手続は職員等が行うものとする。

（実施細則）

第6条 定期券等の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。